

令和7年度

監 査 報 告 書

綾部市監査委員

目 次

監査報告（第1号）	定期監査	1
監査報告（第2号）	隨時監査	6
監査報告（第3号）	行政監査	10
監査報告（第4号）	財政援助団体等監査	19

監査報告（第1号）

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から前年度及び当年度における監査対象事項を選定し、次のとおり監査を実施した。

区分	対象部課（局）		対象事項
第1回	企画総務部	企画政策課	あやべ特別市民制度事業費（制度拡充を含む。）
			あやべ市民大学開催事業費
		総務課	情報公開制度等運営費
			庁用車管理費
		行政デジタル推進課	庁内情報化推進費
		財政課	財政管理一般事務費 ※令和6年度
			電源立地地域対策基金積立金
	税務課	賦課徴収費（経常経費） ※令和6年度	
		賦課徴収費（京都地方税機構）	
	市民環境部	市民・国保課	住民基本台帳等事務費（社会保障・税番号制度対応事業）
			人間ドック総合健康診断補助事業費（一般会計）
			人間ドック総合健康診断補助事業費（国民健康保険特別会計）
		市民協働課	生活安全推進事業費
			コミュニティセンター管理運営費
		人権推進課	みんなで創る人権のまちづくり推進事業費
			共同集会所等管理運営費（宮代コミュニティセンター管理費）
			宮代コミュニティセンター管理費（臨時）
		環境政策課	指定ごみ袋事業費
			最終処分場管理費
	第2回	福祉部	社会福祉課
生活保護総務一般事務費			

		障害者支援課	障害者地域生活支援事業費（障害者支援課）
			補装具給付費
		高齢者支援課	外国人介護人材確保支援事業費
			認定調査等費（介護保険特別会計）
		地域包括支援課	すこやかシニア教室事業費（介護保険特別会計）
			いきいき生活支援事業費（介護保険特別会計）
	建設部	監理課	普通財産管理費
			公有林整備事業費
		建設課	法定外公共物管理費
			綾部工業団地線街路樹伐採事業費 ※令和6年度
			街路樹伐採事業費 ※令和7年度
		都市建築課	地籍調査事業費
特定空家等除却費補助事業費			
教育部	学校教育課	飛び立て！中学生海外派遣事業費	
		幼稚園管理費	
	社会教育課	人権啓発推進費	
		図書館管理運営費（単独経費）	
		図書館管理運営費（共通経費）	
	第3回	市長公室	秘書広報課
コミュニティ放送局放送委託等事業費			
職員課			人事管理費
		職員厚生費	
防災・危機管理課		災害対策費 ※令和6年度	
		災害時応急対策整備事業費	
農林商工部		商工労政課	地域交流センター管理運営費
			空き店舗活用支援事業費
		農政課	梅林公園管理運営費
			農業用施設等改良整備事業費
		林政課	循環型林業推進事業費
			みんなで守る綾部の山林事業費
定住交流部	定住・地域政策課	上林地域振興支援センター管理運営費	
		水源の里活性化事業費（定住促進補助金）	
	観光交流課	着地型観光推進事業費	
		着地型観光推進事業費（万博分）	
		観光プロモーション推進事業費	
	文化・スポーツ振興課	文化活動奨励事業費	
		スポーツ活動奨励事業費	
		高校野球京都大会開催費	

	農業委員会事務局		農業委員会運営費 ※令和6年度
第4回	健康こども部	子育て支援課	保育士等養成支援事業費
			子育て交流センター管理運営費
		こども支援課	こども家庭センター整備事業費
			妊婦訪問支援事業費 ※令和6年度
			妊産婦・乳幼児支援事業費 ※令和6年度
		保健推進課	妊婦支援事業費 ※令和7年度
			保健福祉センター管理運営費
	会計課		病院事業会計（令和7年度中間決算報告分）
	会計管理一般事務費 ※令和6年度		
	消防本部	管理課	常備消防一般事務費（経常経費）
			消防団活動支援事業費
	上下水道部	上水道課	飲用井戸等整備事業費補助金 ※令和6年度
			上水道事業会計（令和7年度中間決算報告分）
		下水道課	合併処理浄化槽設置費等補助金
下水道事業会計（令和7年度中間決算報告分）			
議会事務局		議会運営費 ※令和6年度	
監査委員事務局		監査委員一般事務費 ※令和6年度	
37課（局）		77事項	

4 監査の期間

区分	実施期間
第1回	令和7年 9月24日 ~ 令和7年11月12日
第2回	令和7年10月27日 ~ 令和7年12月25日
第3回	令和7年11月25日 ~ 令和8年 1月29日
第4回	令和7年12月22日 ~ 令和8年 2月17日

5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について
- (6) 経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

7 監査の結果

財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
<p>(庁用車管理費)</p> <p>予定価格決定調書について、見積書の発行日以前に作成されているほか、注文書の日付の整合性が取れていない。今後は、内容を十分に確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(総務課)</p> <p>決裁過程において内容を十分確認の上、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(庁内情報化推進費)</p> <p>単独随意契約事務について、入札年月日を過ぎた見積合わせが行われている。今後は、内容を十分に確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(行政デジタル推進課)</p> <p>チェックツールの適切な利用を徹底するとともに、今後同様の誤りが発生しないよう適切な事務処理の実施について指導を行いました。</p>
<p>(庁内情報化推進費)</p> <p>予定価格決定調書について、見積書の発行日以前に作成されているものがある。今後は、内容を十分に確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>(賦課徴収費（経常経費）)</p> <p>予定価格決定調書について、予定価格の記載のないものがあるほか、見積書の発行日以前に作成されているものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(税務課)</p> <p>各職員が再度関係条例等の内容を把握するように努めるとともに、決裁を行う者は、内容等を確実に確認した上で決裁を行います。</p>
<p>(指定ごみ袋事業費)</p> <p>指定ごみ袋取扱販売業務の委託に係る告示について、根拠規定や告示の記載事項が令和6年4月1日施行の地方自治法施行令等の一部改正以前の内容となっている。今後は、関係法令等を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>指摘のことについては、当該業務以外の案件においても同様の誤りがあったことから、2業務とも次年度の告示に反映できるよう、既存資料の修正を行いました。また、今後、他の件に関しても細心の注意を払うよう指導を行いました。</p>

<p>(図書館管理運営費(単独経費))</p> <p>予定価格決定調書について、入札執行者である課長の押印がない。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(社会教育課)</p> <p>指摘事項については、関係課や課内で課題を共有し、今後は内容を十分に確認し、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p>
<p>(循環型林業推進事業費)</p> <p>業務委託について、本年度予定額が30万円を超えているが、予定価格調書が作成されていないものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(林政課)</p> <p>指摘の内容を受け、担当者はもとより、各職員が設計額の内容を十分に確認し、改めて決裁者のチェック体制を強化することで、今後の再発防止に努めます。</p>

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行ったところである。

なお、口頭指導件数については、これまで実施してきた会計制度・契約事務に係る研修のほか、契約事務に係るマニュアル等の集約化やチェックツールの活用といった適正化に向けた取組により、前年度並みの推移となっている。

今後ともチェック機能の強化、マニュアルの徹底や研修の充実を図り、市民に信頼される適正で効率的な財務事務の執行に努められたい。

監査報告（第2号）

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が発注する工事に関し、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

第1回は令和7年3月31日までに完成した工事から5件、第2回は令和8年1月上旬までに完成した工事の中から5件、計10件を選定し監査を実施した。対象工事は次のとおりである。

(1) 第1回

ア 市民活動拠点施設（仮称）整備工事（建築本体工事）

契約概要		工事概要
受注者	福岡建設株式会社	旧図書館整備 改修面積 614.5 m ² 上記にかかる建築工事、機械設備工事及び昇降機設備工事 一式
契約方法	公募型指名競争入札	
請負金額	130,112,400 円（税込）	
工期	令和6年6月11日～令和7年3月7日	

イ 市民活動拠点施設（仮称）整備工事（電気設備工事）

契約概要		工事概要
受注者	丸仁電業株式会社	旧図書館整備 改修面積 614.5 m ² 上記にかかる電気設備工事 一式
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	11,339,900 円（税込）	
工期	令和6年6月18日～令和7年3月7日	

ウ （仮称）こども発達支援拠点施設整備工事（建築本体工事）

契約概要		工事概要
受注者	株式会社 福多電気商会	増築 木造平屋建一部鉄骨造 373.08 m ² 既存棟改修 RC造平屋建 516.68 m ² 上記に係る建築本体工事及び機械設備工事 一式
契約方法	公募型指名競争入札	
請負金額	329,777,800 円（税込）	
工期	令和6年6月29日～令和7年3月31日	

エ (仮称) こども発達支援拠点施設整備工事 (電気設備工事)

契約概要		工事概要
受注者	株式会社 福多電気商会	増築 木造平屋建一部鉄骨造 373.08 m ² 既存棟改修 RC造平屋建 516.68 m ² 上記に係る電気設備工事 一式
契約方法	公募型指名競争入札	
請負金額	56,295,800 円 (税込)	
工期	令和6年7月9日～令和7年3月31日	

オ (仮称) こども発達支援拠点施設整備工事 (再生可能エネルギー設備設置工事)

契約概要		工事概要
受注者	株式会社 福多電気商会	太陽光パネル設置 13.05Kw
契約方法	単独随意契約	
請負金額	10,136,500 円 (税込)	
工期	令和6年8月24日～令和7年3月31日	

(2) 第2回

ア 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事 (建築本体工事)

契約概要		工事概要
受注者	株式会社 渋谷組	西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備 334.55 m ² 上記に係る建築工事及び機械設備工事 一式
契約方法	公募型指名競争入札	
請負金額	155,278,200 円 (税込)	
工期	令和6年9月25日～令和7年5月22日	

イ 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事 (電気設備工事)

契約概要		工事概要
受注者	株式会社 福多電気商会	西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備 334.55 m ² 上記に係る電気設備工事 一式
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	43,308,100 円 (税込)	
工期	令和6年10月9日～令和7年5月22日	

ウ 新都市公園整備工事

契約概要		工事概要
受注者	上田工業株式会社	基盤整備工 一式
契約方法	公募型指名競争入札	植栽工 一式
請負金額	237,806,800 円 (税込)	施設整備工 一式
工期	令和5年9月26日～令和7年5月7日	

エ 新都市公園整備工事（トイレ等設置工事・建築本体工事）

契約概要		工事概要
受注者	株式会社 渋谷組	トイレ設置 鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 33.46 m ²
契約方法	条件付一般競争入札	コンテナハウス設置 軽量鉄骨造 平屋建 延床面積 8.05 m ²
請負金額	34,452,000 円 (税込)	上記に係る建築工事及び機械設備工事 一式
工期	令和6年9月10日～令和7年3月28日	汚染土壌処分 63.3 t

オ 新都市公園整備工事（トイレ等設置工事・電気設備工事）

契約概要		工事概要
受注者	株式会社 ミシマ	トイレ設置 鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 33.46 m ²
契約方法	指名競争入札	コンテナハウス設置 軽量鉄骨造 平屋建 延床面積 8.05 m ²
請負金額	3,883,880 円 (税込)	上記に係る電気設備工事 一式
工期	令和6年9月18日～令和7年3月26日	

4 監査の期間

区分	実施期間
第1回	令和7年5月7日～令和7年6月16日
第2回	令和8年1月28日～令和8年3月9日

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて現地確認を行った。

6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
<p>(西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事)</p> <p>第1回変更工事請負(仮)契約書について、原契約締結日は議決日とすべき誤りがあるほか、消費税額末尾に円止めの記載がない。今後は契約内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(消防本部管理課、定住・地域政策課)</p> <p>監査結果を課内職員に周知し、改めて事務処理要領等の確認を行うよう徹底を図りました。今後は、適正な事務処理を行い再発防止に努めます。</p>
<p>(西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事)</p> <p>繰越明許費に係る支出負担行為書について、支出負担行為日に誤りがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>(新都市公園整備工事)</p> <p>工事の変更について、工事の変更に必要な手続きが漏れている。今後は、工事等の規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(都市建築課)</p> <p>指摘事項につきまして、課内全職員に共有の上、契約事務のルールについて改めて再確認を行いました。併せて、規程に沿った適正な事務処理を徹底するよう指導し、再発防止に十分留意するよう促しました。</p>

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

今後とも、チェック機能の強化、マニュアルの徹底、研修の充実を図るなど、市民に信頼される適正で効率的な事務の執行に努められたい。

監査報告（第3号）

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の事務の執行及び管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に行われるかを主眼として実施する。

3 監査の対象

（1）監査のテーマ

準公金の取扱いについて

（2）監査の趣旨

公金は、地方自治法及び綾部市会計規則等に基づき、会計管理者が出納、保管及び記録管理を行っており、また、監査委員による財務監査及び出納検査の対象となっている。一方、業務遂行上の必要性や関係団体等の要望等により、市職員が取り扱う公金以外の金銭等、いわゆる準公金については、法令による規定がなく、本市においても統一的な取扱いが定められていない。

しかし、市職員による準公金の取扱いは、公金と同様、紛失、盗難等の事故や不正が発生しないよう適正な管理及び事務が求められる。このことから、本市の準公金の取扱いについて、その状況を把握・検証し、今後の適正な事務の執行に資することを目的として、監査を実施した。

（3）監査の範囲

令和6年度に公金以外で市職員が出納、保管等を行うもののうち、団体の所有に属するもの。ただし、次の団体は対象外とした。

- ・地方公共団体が持ち回りで事務局を担当する団体
- ・市立小中学校、園に事務局が設置されている団体
- ・市職員間の親睦や互助を目的とする団体

4 監査の期間

令和7年10月31日から令和8年3月26日まで

5 監査の方法

綾部市監査基準に基づき、次のとおり実施した。

（1）事前調査

上記3（3）監査の範囲に該当する団体について、全所属に調査票による回答を求めた。

（2）抽出調査

事前調査で回答のあった21課49団体から、任意に抽出した15団体について、

所管課から関係書類の提出を求めて書面監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取や文書による質疑応答を行った。

* 事前調査で回答のあった団体及び任意に抽出した団体は別記1、調査票の回答は別記2のとおり。

6 監査の着眼点

- (1) 市職員が準公金を取り扱う根拠は明確か。
- (2) 現金・預金等は適正に保管されているか。
- (3) 団体の会計規程等は整備されているか。
- (4) 出納事務や記録管理等は適切に行われているか。

7 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善又は検討を要する点が認められた。

(1) 市職員が準公金を取り扱う根拠

事前調査で、市職員が準公金を取り扱う根拠について、10団体(20.4%)が「なし」と回答しており、抽出調査では、団体規約や会則等で、市の担当課に事務局を置く、又は会計を担当するなどの規定がないものが見受けられた。市職員が公務として取り扱う以上、職務権限の正当性を確保するためにも、団体規約等でその根拠を明確にされたい。

(2) 現金・預金等の保管

現金の保管について、鍵のかからないキャビネットで保管している事例があった。一時的な保管であっても紛失、盗難等に直結するリスクがあるため、速やかに管理体制を見直されたい。

(3) 会計規程等の整備

事前調査で、会計規程について、38団体(77.6%)が「なし」と回答しており、また、抽出調査では、「あり」と回答のあった団体のうち3団体において、規約等に会計年度や決算等の記載があるのみで、個別に会計規程は作成されていなかった。

(4) 出納事務・記録管理等

① 出納簿は46団体(93.9%)が作成しているが、残高照合を随時(不定期)に行っている団体が28団体(60.9%)、また、確認者が担当者のみである団体が25団体(54.3%)となっており、組織的なチェック機能が働いていない。

② 収入伝票を作成していない団体が18団体(36.7%)、支出伝票を作成していない団体が10団体(20.4%)あり、収入及び支出に当たって管理職による決裁が行われていない、又は決裁の記録がないものがある。また、抽出調査において、慣例的に管理職及び監督職が会計に関わっていない事例があった。

③ 会計書類の保管年数について、16団体(32.6%)が「なし」と回答しており、年

数の回答があった団体も「市の取扱いに準ずる」としながら年数にばらつきがある。また、抽出調査では、設立から40年以上書類を保管している事例があった。

- ④ 抽出調査において、市職員が緊急的な支払い等で立替払をしている事例があった。
- ⑤ 抽出調査において、市補助金を主たる財源とする団体で、年度末における資金不足を補うため、補助金が交付されるまでの間、一時的に市職員が補てんしている事例があった。
- ⑥ 事前調査で、決算の監査について8団体（16.3%）が「なし」と回答しており、第三者によるチェック機能が働いていない。

会計規程の整備、出納事務・記録管理等については、事務の透明性を確保するためにも、会計事務フローや文書管理等、市職員が準公金を取り扱う場合の事務要領や基準様式を作成するなど、全庁統一的な規程等の整備を検討されたい。

また、監査を実施していない団体については、会計処理の適正性を担保するため、速やかに監査体制を整備されたい。

8 むすび

本監査では、本市において業務遂行上の必要性や関係団体等の要望等により、21課が49団体の会計事務に携わり、準公金を取り扱っていることを確認した。各団体の活動は住民自治や地域振興などの観点から、本市の行政運営においても重要な役割を果たしているところである。

しかしながら、本監査の目的に示したとおり、市職員による準公金の取扱いは、公金と同様、適正な管理が求められるところであり、そのためには内部統制機能の構築が必要不可欠である。

本市において、準公金に関する重大な事故や不正が発生した事例はないが、明確なルールがないまま慣例により事務を行うことは、事務の統一性・継続性を欠くだけでなく、職員がリスクを負う要因となり、また、チェック体制が不十分であれば事故や不正等の発見が遅れる恐れがある。

今回の監査結果を通じて、準公金に係る事務の透明性の確保と、より一層の組織として責任ある管理体制の確立が図られることを期待する。

(別記1) 事前調査で回答のあった団体

所管課	団体名	抽出調査実施
防災・危機管理課	綾部市自主防災組織等ネットワーク会議	○
企画政策課	綾部世界連邦運動協会	○
	地球市民の集い実行委員会	
市民協働課	綾部市市民憲章推進協議会	○
	綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会	
	綾部市鉄道利用促進事業実行委員会	
	綾部市地域公共交通活性化協議会	
人権推進課	部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会	○
	あいセンター運営委員会	
	あいフェスティバル実行委員会	
環境政策課	上林川を守る会	
	綾部市環境市民会議	○
社会福祉課	綾部市民生児童委員協議会	○
	日本赤十字社綾部市地区	
障害者支援課	あやオリンピック実行委員会	
高齢者支援課	綾部市介護サービス事業者連絡会	
保健推進課	綾部献血推進協議会	
商工労政課	綾部市地区商工繁栄連合会	
	綾部市人権教育推進連絡協議会事業所部会	○
農政課	綾部市興農会議	
	京都府土地改良事業団体連合会綾部支部	
	綾部市農業 未来を築く会	
	綾部市農業再生協議会	
	綾部市農林業振興祭実行委員会	○
林政課	綾部緑化推進委員会	
	綾部市有害鳥獣駆除対策協議会	
	あやべ産業まつり実行委員会	○
定住・地域政策課	あやべ3040成人式実行委員会	
	全国水源の里連絡協議会	○
	あやべ水源の里連絡協議会	
	あやべ水源の里地域づくり協同組合	
観光交流課	綾部夢ライト実行委員会	
	海の京都綾部地区協議会	○
	あやべ水源の里トレイルランサポート委員会	
	全国足利氏ゆかりの会総会綾部市実行委員会	
文化・スポーツ振興課	綾部市合唱連盟	
	あやべ二王門登山レース実行委員会	○
	綾部市スポーツ少年団	
建設課	国道27号整備促進期成同盟会	
学校教育課	綾部市確かな学び育成会議	○
社会教育課	綾部市人権教育推進連絡協議会	○
	綾部市青少年育成連絡協議会	
	綾部市公民館連絡協議会	
	綾部市天文館友の会	
消防本部管理課	京都府消防協会綾部市支部	
	綾部市消防法被会	
消防本部予防課	綾部市防火防災協会	
	綾部市危険物安全協会	○
消防本部警防課	綾部市応急手当インストラクター	

(別記2) 事前調査票の回答

1 団体の概要

(1) 団体の代表者

区 分	回答数	構成比率 (%)
市特別職	12	24.5
市職員	3	6.1
市職員以外	34	69.4
計	49	100.0

(2) 役員構成 (複数回答)

区 分	回答数	構成比率 (%)
市特別職	12	13.3
市職員	24	26.7
関係団体職員	25	27.8
地域住民	18	20.0
その他	11	12.2
計	90	100.0

(3) 設立年

区 分	回答数	構成比率 (%)
5年未満	7	14.3
5年以上10年未満	4	8.2
10年以上20年未満	8	16.3
20年以上30年未満	7	14.3
30年以上	21	42.8
不明	2	4.1
計	49	100.0

(4) 団体規約

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	46	93.9
なし	3	6.1
計	49	100.0

(5) 主な活動内容 (複数回答)

区 分	回答数	構成比率 (%)
地域・住民との連絡調整、連携事業	11	12.4
関係団体との連絡調整、連携事業	27	30.3
イベント事業	23	25.8
調査・研究・研修事業	19	21.4
その他	9	10.1
計	89	100.0

※「その他」の内容

(6) 財政規模

区 分	回答数	構成比率 (%)
50万円未満	14	28.6
50万円以上100万円未満	13	26.5
100万円以上200万円未満	10	20.4
200万円以上300万円未満	4	8.2
300万円以上400万円未満	1	2.0
400万円以上500万円未満	2	4.1
500万円以上	5	10.2
計	49	100.0

(7) 市の財政援助等

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	37	75.5
なし	12	24.5
計	49	100.0

2 市職員の準公金の取扱い

(1) 市職員が準公金を取り扱う根拠

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	39	79.6
なし	10	20.4
計	49	100.0

(2) 市職員が準公金を取り扱う理由（複数回答）

区 分	回答数	構成比率 (%)
団体規約・会則等で規定している	36	60.0
市が主体となって活動する団体である	4	6.7
関係団体又は地域等との関係性を考慮	11	18.3
市が行うことで円滑に事業等が進む	5	8.3
その他	4	6.7
計	60	100.0

※「その他」の内容

3 準公金の管理

(1) 現金の保管

区 分		回答数	構成比率 (%)
あり		7	14.3
保管場所	所管課金庫	4	-
	キャビネット (施錠あり)	1	-
	キャビネット (施錠なし)	1	-
	机の引き出し (施錠あり)	1	-
なし		42	85.7
計		49	100.0

(2) 通帳の保管

区 分		回答数	構成比率 (%)
あり		49	100.0
保管場所	会計課金庫	4	-
	所管課金庫	28	-
	キャビネット (施錠あり)	12	-
	キャビネット (施錠なし)	2	-
	机の引き出し (施錠あり)	1	-
	机の引き出し (施錠なし)	2	-
なし		0	0.0
計		49	100.0

(3) 印鑑の保管

区 分		回答数	構成比率 (%)
あり		49	100.0
保管場所	会計課金庫	4	-
	所管課金庫	26	-
	キャビネット (施錠あり)	11	-
	机の引き出し (施錠あり)	4	-
	机の引き出し (施錠なし)	1	-
	その他 (施錠なし)	3	-
なし		0	0.0
計		49	100.0

(4) キャッシュカードの保管

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	1	2.0
なし	48	98.0
計	49	100.0

(5) 金券の保管

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	5	10.2
なし	44	89.8
計	49	100.0

4 出納事務

(1) 会計規程の有無

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	11	22.4
なし	38	77.6
計	49	100.0

(2) 出納簿

① 出納簿の有無

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	46	93.9
なし	3	6.1
計	49	100.0

② 出納簿の残高照合

区分	確認者				計	構成比率 (%)
	管理職	監督職	担当者	その他		
定期に実施	3	1	13	1	18	39.1
随時に実施	12	4	12	0	28	60.9
計	15	5	25	1	46	100.0

(3) 収入伝票

① 収入伝票の有無

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	31	63.3
なし	18	36.7
計	49	100.0

② 最終確認者

管理職	監督職	担当者	その他	計
26	0	5	0	31

(4) 支出伝票

① 支出伝票の有無

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	39	79.6
なし	10	20.4
計	49	100.0

② 最終確認者

管理職	監督職	担当者	その他	計
31	3	4	1	39

(5) 書類の保管年数

区 分	回答数	構成比率 (%)
3年	4	8.2
5年	10	20.4
10年	19	38.8
なし (定めていない)	16	32.6
計	49	100.0

5 決算事務

(1) 決算書の有無

区 分		回答数	構成比率 (%)
あり		48	98.0
作成者	市職員	47	-
	市職員以外	1	-
なし		1	2.0
計		49	100.0

(2) 監査の有無

区 分	回答数	構成比率 (%)
あり	41	83.7
なし	8	16.3
計	49	100.0

(3) 決算報告の有無

区 分		回答数	構成比率 (%)
あり		48	98.0
方法	総会等の開催	45	-
	構成員に書類送付	1	-
	その他	2	-
なし		1	2.0
計		49	100.0

監査報告（第4号）

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金はその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

- (1) 対象の団体 株式会社 緑土
- (2) 団体の種類 出資団体・指定管理者
- (3) 監査の対象 出資団体監査（出資金の4分の1以上を市が出資）
公の施設の指定管理者監査（あやべ温泉等の管理）
- (4) 所 管 課 観光交流課

4 監査の期間

令和8年1月28日から令和8年3月9日まで

5 監査の方法

団体の事業計画及び予算書、事業報告及び決算書並びに関係諸帳簿等、指定管理に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の職員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

(1) 出資団体監査

ア 出資団体

- (ア) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (イ) 定款、経理規程等諸規程は整備されているか。
- (ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成され、適正に表示されているか。
- (エ) 経営成績及び財政状態は良好か。また、収益率、財務比率は良好か。
- (オ) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の保存は適切か。
- (カ) 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- (キ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

イ 所管課

- (ア) 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- (イ) 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、適正に表示されているか。
- (ウ) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (エ) 出資団体の経営成績及び財政状態を把握し、適切に指導監督を行っているか。
- (オ) 増減資等はあるか。配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 指定管理者

- (ア) 施設は善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 法定点検が必要な施設、設備等は適切に点検が行われているか。
- (エ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
- (オ) 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

イ 所管課

- (ア) 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 事業報告書の点検は適切になされているか。

7 団体の概要

株式会社緑土は、あやべ温泉を始めとする綾部市東部地域の観光関連施設の一体的な経営による観光振興及び地域活性化を目的として、平成11年7月1日に第三セクター方式で設立された。

近年は、キャンプ場や巨大迷路を併設し、遊べる温泉としての運営や、“自然豊かなあやべブランド”の発信に積極的に取り組まれており、東部地域の観光振興及び都市農村交流による持続可能な地域社会の実現に寄与されている。

8 公金の概要

(1) 出資金

設立資本金は50,000,000円で、うち綾部市が35,000,000円(70%)出資している。

(2) 指定管理料

指定管理料は、あやべ温泉等の管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、令和6年度は32,019,672円、令和7年度は26,798,640円となっている。

9 監査の結果

(1) 出資団体監査

設立目的に沿って適正に事業運営が行われていると認めた。今後も、関係機関と連携し、観光振興と地域活性化に貢献されることを期待する。

(2) 公の施設の指定管理者監査

施設は適切に管理されており、指定管理料は適正に執行されていると認めた。ただし、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、対象団体の役員及び所管課長に対し口頭により指導を行った。